

気象警報発令時の対応について

1. 横浜市に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合
 - ・午前7時の時点で解除されている場合は、平常授業を行います。
 - ・その後、午前9時まで解除された場合は、午前10時50分にホームルームを行い、3校時の授業から行います。
 - ・午前9時の時点では警報が発令されていたが午前11時まで解除された場合は、午後1時35分にホームルームを行い、5校時の授業から行います。
 - ・午前11時の時点でなお警報が発令中の場合は、休校とします。自宅で学習してください。
2. 居住地区に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合
 - ・横浜市には警報が発令されていないが、自分の居住地区には発令されている場合、上記1に準じて登校の判断をしてください。登校が出来ない場合、学校へ連絡をしてください。
3. 「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」のみが発令されている場合
 - ・平常授業を行います。
4. 警報解除後または「大雨警報」「洪水警報」発令中の登校について
 - ・交通機関の運行状況や道路の被害等を確認し、安全に十分留意して登校してください。
 - ・ただし、保護者が危険と判断した場合は、無理をせず安全が確認できるまで自宅待機をしてください。

い。登校途中で危険と判断した場合は帰宅してください。

5. その他
 - ・当日、学校への問い合わせはご遠慮ください。
 - ・警報の発令情報は、テレビ・ラジオ等のニュースや気象庁のホームページ、電話の気象情報177番（横浜市の場合は045-177）で確認してください。
 - ・「まちcomiメール」で配信する情報もご確認ください。